平成２２年（フ）第３４２３号
大阪府八尾市渋川町７丁目４番３―303号
債務者　川上　万知
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５８号
大阪市鶴見区諸口１丁目７番５―1101号
債務者　下飼手昌治
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７００号
大阪市生野区桃谷２丁目１番30―602号
債務者　中山由夫こと　尹　　皿鉉
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００９号
大阪市西成区岸里東１丁目26番５号
債務者　西塚　英明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７７号
大阪府東大阪市横沼町２丁目２番４号
債務者　奥村　眞弓
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１１号
大阪市浪速区幸町１丁目３番13―604号
債務者　田中真由美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３２号
大阪市西区靱本町３丁目９番９号　奥内第二ビル609
債務者　小野寺尚美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５３号
大阪府高槻市氷室町１丁目26番20号
債務者　村田　康弘
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５４号
大阪市西成区天下茶屋１丁目４番19号
債務者　綾戸　博子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３３号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番32―202号
債務者　浅井　清滿
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８３号
大阪府枚方市岡山手町12―36　シャルム岡山手23号、住民票上の住所大阪府交野市私市山手１丁目６番２号
債務者　奥野　勝義
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５５号
大阪府豊中市大黒町３丁目12番18号
債務者　戸川　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３０号
大阪府守口市大久保町１丁目18番２号
債務者　奥　　和美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３７号
大阪市西成区玉出東１丁目９番26号　ベルテプラージュ201号
債務者　山田真次こと　崔　　真次
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７０号
大阪府豊中市本町８丁目７番20号
債務者　河部真奈美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１０号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目39番７号
債務者　岩井　　進（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１６号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番304号
債務者　橋本　厚志
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２１号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番10―408号
債務者　吉川　智美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部